

# 先発医薬品を調剤した際の

## 調剤報酬明細書 摘要欄の書き方

処方医が後発医薬品への変更を不可としない処方箋(一般処方名を含む)について先発医薬品を調剤した場合に、「先発医薬品を調剤した理由：調剤理由、先発医薬品名」の順で以下の例のように摘要欄に記入してください。

【例】一般名処方〇〇〇の処方箋について薬局に後発医薬品の在庫がなかったため、先発医薬品△△△を処方した場合。

### 先発医薬品の調剤理由一覧

記載内容	備考
在庫なし	調剤時点で、薬局に後発医薬品の在庫がなかった場合
高額	後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている、または先発医薬品の薬価と同額となっている場合
処方医	薬剤師の専門的知見から、薬剤師法第24条に基づく疑義照会を行い、処方医により先発医薬品が必要と判断された場合
福祉事務所	処方医との連絡が取れず、上記の疑義照会が行えないやむを得ない場合に、福祉事務所へ確認し、先発医薬品を調剤した場合(休日や夜間等で福祉事務所にも連絡が取れない場合に、事後的に福祉事務所に報告することとして、先発医薬品を調剤した場合を含む)

今回の法改正に伴い、生活保護者の摘要欄に「受診者の希望による」の項目はなくなります。

※ レセプトの下の部分です

摘要	先発医薬品を調剤した理由：在庫なし、△△△					※高額療養費	円
						※公費負担点数①	点
保険	請求	※決定	金	基本料	時料	薬学管理料	点
	なお、摘要欄へ記載する調剤理由は、上記4つの理由のいずれに属するものであるかが明確であれば、どのように書いてあっても構いません。					△△△：先発医薬品名	点
①	点	点	円	点	点	点	
②	点	点	円	点	点	点	

この明細書は、社会保険診療報酬支払基金が、保険医療機関・保険薬局から提出された電子レセプトについて審査決定後、その請求情報に基づき作成したものです。